

平成22年2月4日

聖徳大学・聖徳大学短期大学部  
学生・教職員各位

副 学 園 長 川並 弘純  
保健センター所長 所 敏治

## 新型インフルエンザの対応について 自宅待機期間の変更

### 1. インフルエンザと診断された場合（2月1日以降）

新型インフルエンザと診断された場合の自宅待機期間を以下のように変更致します。

- 通常の登校、業務の場合の自宅待機期間

発症後7日間（変更前） → 解熱後2日間（変更後）

※熱が無くとも、咳が残っている場合は必ずマスク（不織布製）を着用してください。

- 実習期間中の自宅待機期間

発症後7日間（従来通り変更なし）

いずれの場合も、発症者は保健センターに必ず連絡をしてください。  
登校したときは保健センター6205に報告に来て下さい。

大学代表：047-365-1111（内線：4625）

### 2. 感染予防に努めてください。

- 熱が無くとも、咳が出ている場合は必ずマスク（不織布製）を着用してください。
- 手洗いやうがいを徹底してください。
- 十分な栄養と睡眠をとり、抵抗力を高めましょう。

### 3. 担任はクラスの学生とお互いに連絡ができるようお願いいたします。（発症したときの連絡のため）